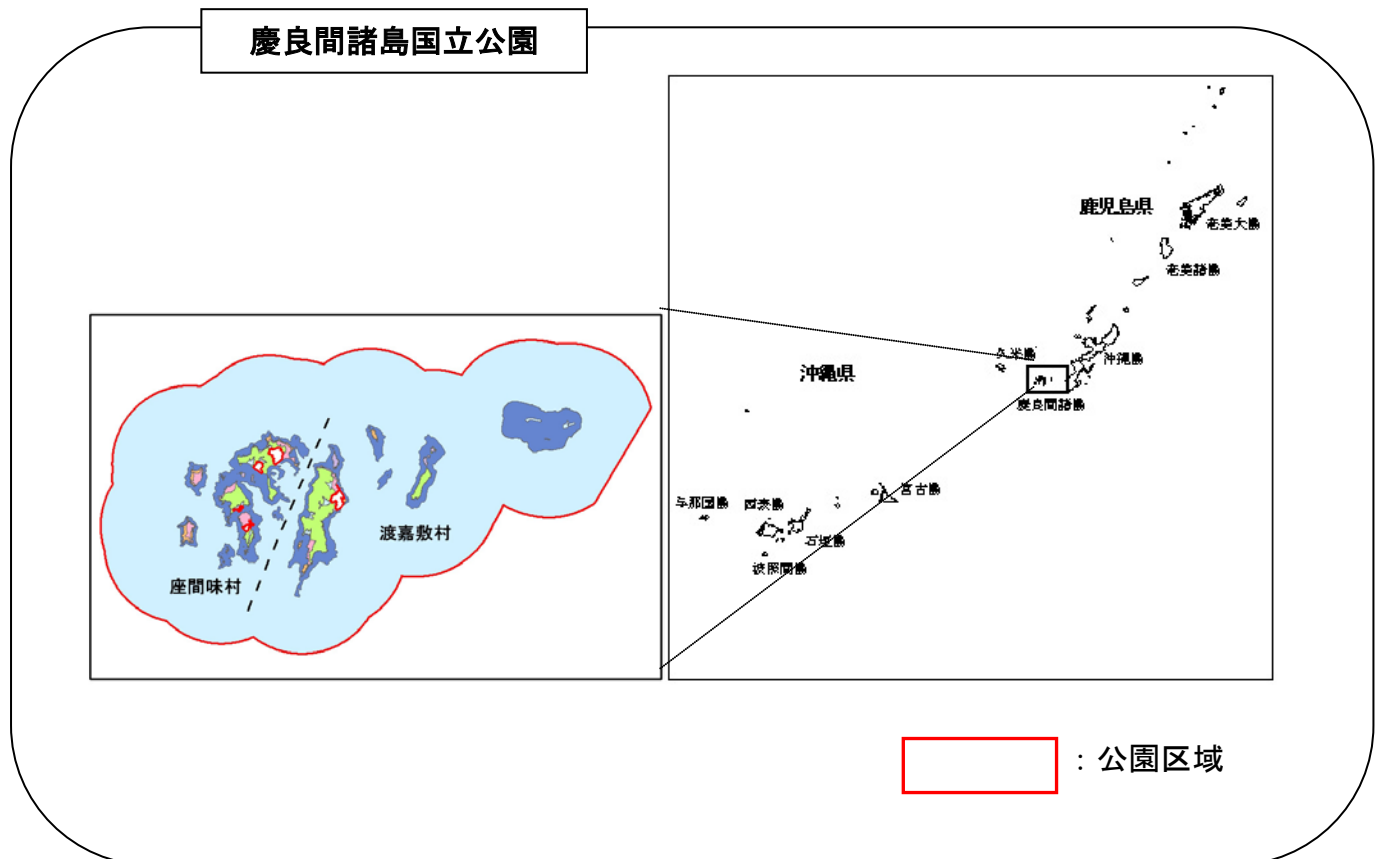


# 慶良間諸島国立公園の指定の概要

## 1. 背景

慶良間諸島地域は、島々と数多くの岩礁からなる島しょ群で、沖縄随一の多島海景観美を呈することから、優れた海中景観や亜熱帯植物景観を有する区域と併せて、昭和 53 年 12 月 9 日に沖縄海岸国定公園に編入されました。

その後、本地域の多島海景観だけでなく、透明度の高い優れた海域景観を有すること、サンゴ礁に多様なサンゴが高密度に生息することや、ザトウクジラの繁殖海域であることなど、本地域が沿岸から海域にかけて多様な生態系を有することが高く評価されました（国立・国定公園総点検事業 平成 22 年 10 月公表）。このような評価を受けて、慶良間諸島及びその周辺海域について検討した結果、我が国を代表する傑出した景観を有する地域として、沖縄海岸国定公園・慶良間地域を削除し、新たに慶良間諸島国立公園を指定しました。



## 2. 指定理由・公園計画の基本方針等

- 慶良間諸島は、次の風景形式の中で、我が国を代表する傑出した自然の風景を有する地域であるため、国立公園に指定するものです。また、景観要素と本国立公園の特徴を簡潔に表したテーマは次のとおりです。

風景形式 : サンゴ礁を中心とした生態系及びクジラの繁殖海域といった沿岸から海域にかけて多様な生態系、透明度の高い優れた海域景観、砂浜の景観等の多様な海域景観

主な景観要素：サンゴ礁、多島海、海食地形、海食崖、砂浜、岩礁、鯨類の繁殖海域、透明度が高い海域等

テーマ：美ら海慶良間―海と島がつくるケラマブルーの世界―

- 公園計画については、多様な海域景観の保全を図り、適正な利用を推進するため保護規制計画、保護施設計画及び利用施設計画を設定します。また、地域のエコツアーリズムの取組等と連携し、地域の活性化に結びつく利用を進めます。

### 3. 公園区域

- サンゴ礁を中心とした生態系及びクジラの繁殖海域といった沿岸から海域にかけて多様な生態系、透明度の高い優れた海域景観、砂浜の景観等の多様な海域景観に加え、渡嘉敷島、座間味島、阿嘉島、慶留間島等の島々及びその海岸から沖合7kmの範囲を公園区域とします。

### 4. 保護規制計画

- サンゴ礁が高密度に見られる水深30m以浅の海域を海域公園地区とし、優れた海中景観を重点的に保護します。また、陸域については、沖縄海岸国定公園の保護規制計画をそのまま踏襲します。

### 5. 保護施設計画

#### (1) 自然再生施設

- オニヒトデによる食害等からサンゴ礁を守るため、渡嘉敷村、座間味村に自然再生施設を計画します。

### 6. 利用施設計画

利用者が多様な海域景観を堪能するとともに、本地域に特徴的な亜熱帯の動植物等にふれあうことができるよう次の利用施設を計画します。

#### (1) 単独施設

- 沖縄県渡嘉敷村において、園地（4箇所）、博物展示施設（1箇所）を、沖縄県座間味村において、園地（10箇所）、野営場（1箇所）、博物展示施設（1箇所）を計画します。

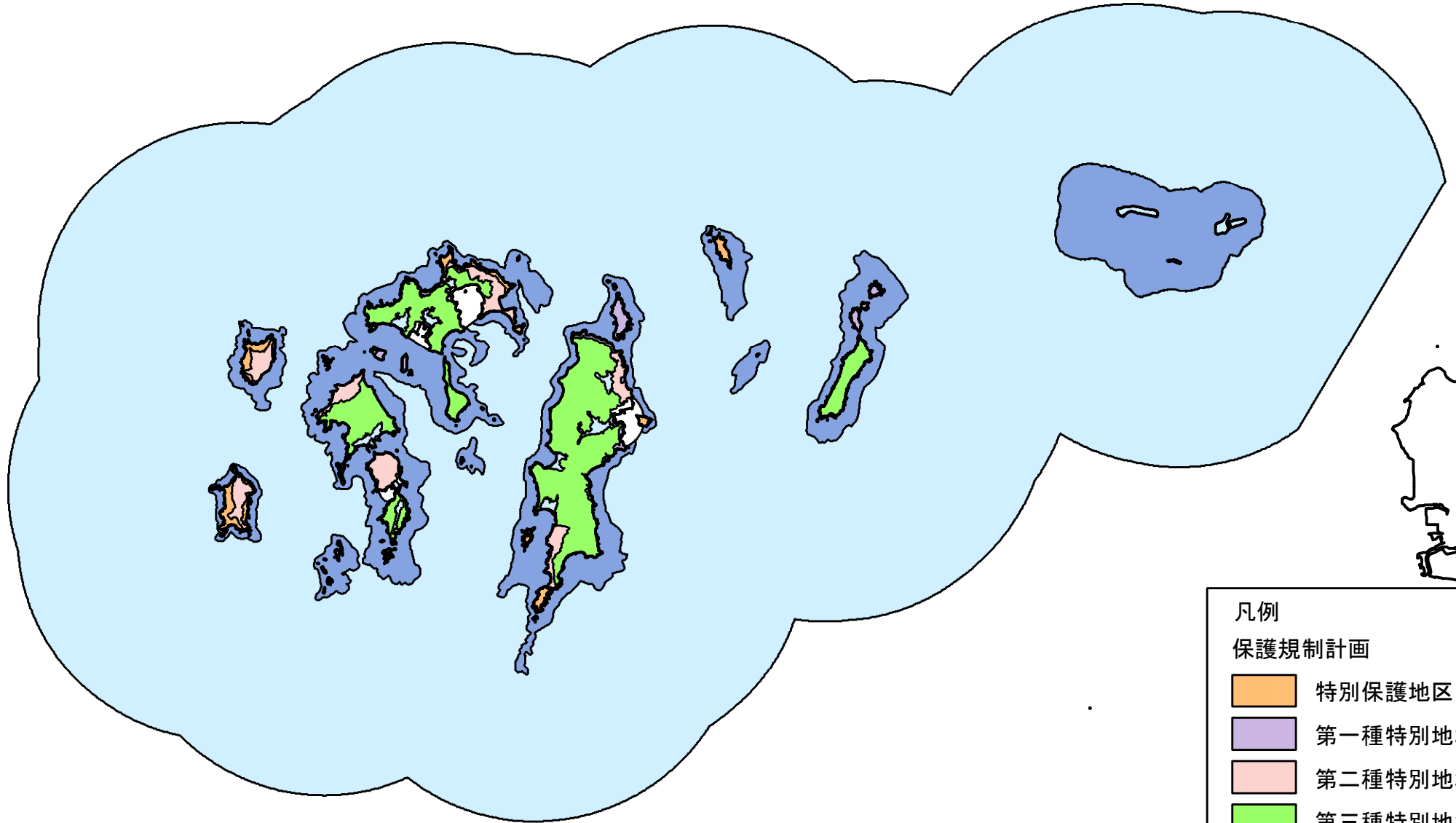
#### (2) 道路

- 沖縄県渡嘉敷村及び座間味村において、歩道（各2路線ずつ）を計画します。

（参考：公園面積）

|          |           |
|----------|-----------|
| ・陸域      | 3,520 ha  |
| 特別保護地区   | 305 ha    |
| 第1種特別地域  | 180 ha    |
| 第2種特別地域  | 554 ha    |
| 第3種特別地域  | 2,228 ha  |
| 普通地域（陸域） | 253 ha    |
| ・海域      | 90,475 ha |
| 海域公園地区   | 8,290 ha  |
| 普通地域（海域） | 82,185 ha |

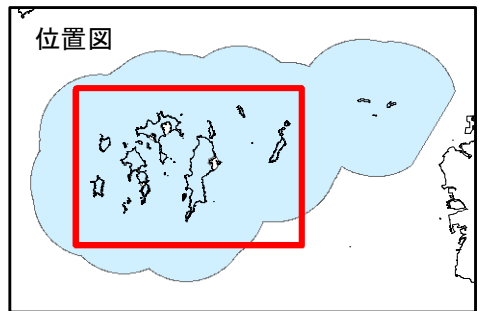
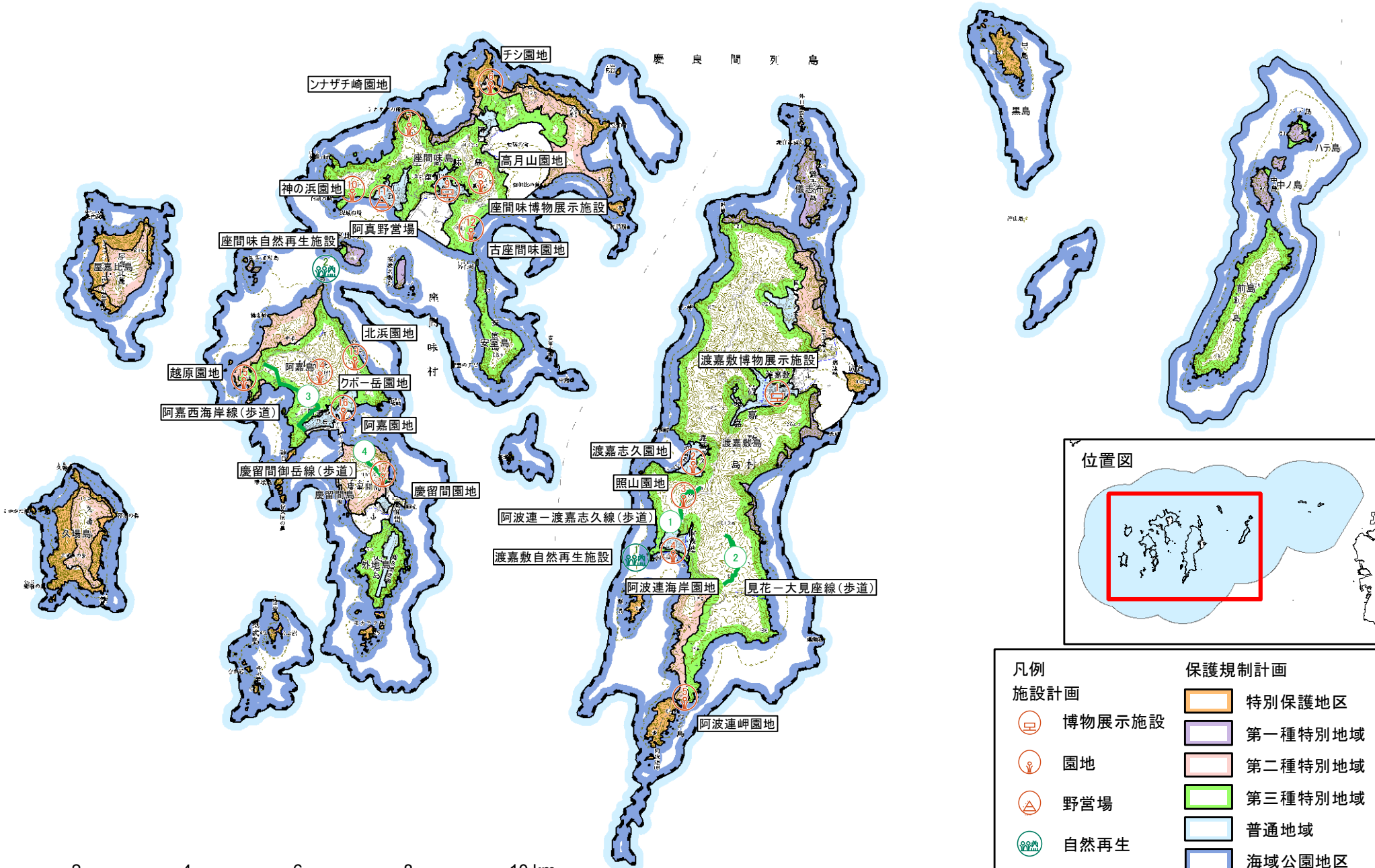
# 慶良間諸島国立公園区域 公園計画図



- 凡例  
保護規制計画
- 特別保護地区
  - 第一種特別地域
  - 第二種特別地域
  - 第三種特別地域
  - 普通地域
  - 海域公園地区

0 2 4 6 8 10 km

# 慶良間諸島国立公園区域 公園計画図(拡大図)



| 凡例      |         |
|---------|---------|
| 施設計画    | 保護規制計画  |
| 博物館展示施設 | 特別保護地区  |
| 園地      | 第一種特別地域 |
| 野営場     | 第二種特別地域 |
| 自然再生    | 第三種特別地域 |
| 歩道      | 普通地域    |
|         | 海域公園地区  |
|         | 捕獲等規制区域 |

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図、5万分1地形図及び2万5千分1地形図を複製したものである。(承認番号 平25情復、第192号)」